

○森町こども医療費助成要綱

平成22年 9月27日告示第74号

改正

平成23年 1月13日告示第 3号

平成25年 3月29日告示第42号

平成26年 3月28日告示第30号

平成27年 3月17日告示第 6号

平成28年 9月27日告示第56号

平成29年 7月13日告示第67号

平成30年10月23日告示第82号

平成31年 3月29日告示第38号

令和元年11月 6日告示第25号

森町こども医療費助成要綱

森町こども医療費助成要綱（平成22年森町告示第63号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な療養を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費の助成を行い、こどもの健全な育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） こども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。
- （2） 乳幼児 「こども」のうち、小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。）
- （3） 保護者 親権者、後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- （4） 小・中学生及び高校生等 「こども」のうち、乳幼児以外の者をいう。
- （5） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 医療費 健康保険法第76条第2項又は第88条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算定方法によりそれぞれ算定し合算した額をいう。
- (7) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (8) 徴収額等 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により徴収する額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第2項の規定による自己負担額、同法第24条の20の規定による自己負担額、同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により徴収する額、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項の規定による自己負担額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項及び第37条の2の規定により負担させることとする額及び肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日付け厚生労働省健発0331001号健康局長通知）6(2)イの自己負担額をいう。
- (9) 現物給付 町が医療費を保険医療機関、保険薬局又は柔道整復師施術所（以下「保険医療機関等」という。）に支払う方法をいう。
- (10) 償還払い 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）が、受診時に医療費を支払い、後日町に申請を行い、給付を受ける方法をいう。
(助成の対象者)

第3条 この要綱に定める助成対象者は、医療保険各法による被扶養者又は被保険者であるこども（以下「対象のこども」という。）の保護者で、森町内に住所を

有し、かつ、住民基本台帳に記載され登録されているものとする。

2 対象のこどもが、転入により町内に住所を有したときは、転入の日から助成の対象とし、転出により町内に住所を有しなくなったときは、転出の日をもって助成対象から除外する。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、助成の対象とすることができる。

(助成対象医療費及び助成額)

第4条 助成の対象となる医療費及び助成額は、別表のとおりとする。ただし、助成の対象となる医療費は、法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療費であつて、次に掲げる額を除く。

(1) 第三者の行為による傷病に係る医療費のうち損害賠償に相当する額（助成対象者以外の者が賠償し、又は補償する額に限る。）

(2) 保険給付の対象とならない医療費、入院証明書料、差額ベッド料等に相当する額

(助成の方法)

第5条 こども医療費の助成は、現物給付又は償還払いの方法によって行うものとする。

(医療費助成の現物給付)

第6条 こどもで医療費助成の現物給付を受けようとする者は、森町こども医療費受給者証交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、当該対象者世帯の主たる生計を維持する者の前年分の所得証明書（提出時期が1月から5月までにあつては、前々年の所得証明書）を原則として添付することとする（同意書（様式第2号）を添付する場合は、この限りでない。）。

2 町長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 町長は、助成対象の要件を確認し、当該対象者に対し森町こども医療費受給者証（様式第3号、様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、保険医療機関

等で診察を受けるときは、保険医療機関等の窓口でその都度必ず受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の変更)

第8条 受給者は、受給者証の記載事項に変更が生じたとき、又は加入している医療保険に変更があったときは、森町こども医療費受給者証交付（再交付・変更）申請書（様式第5号）を受給者証に添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第9条 受給者は、受給者証を滅失し、破損し、又は紛失したときは、森町こども医療費受給者証交付（再交付・変更）申請書を町長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、助成対象の要件に該当しなくなったとき、又は紛失した受給者証を発見したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の更新)

第11条 受給者は、受給者証の有効期限が経過したときは、第6条第1項の規定に準じて、所得証明書の提出をするものとする。ただし、同項に規定する同意書を提出する場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 町長は、助成対象の要件を確認し、当該受給者に対し受給者証を更新するものとする。

(現物給付の支払事務)

第12条 町長は、保険医療機関等に対する支払事務等の処理を静岡県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(償還払い等)

第13条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還払いの方法により、医療費助成を行うものとする。

- (1) 受給者証の交付前に保険医療機関等に受診したとき。
- (2) 県外の保険医療機関等に受診したとき。

- (3) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けたとき。
- (4) 保険給付に準じて行われるはり師、きゅう師又は柔道整復師の施術を受けたとき。
- (5) 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、療育医療及び小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担医療制度において費用徴収されたとき。
- (6) その他現物給付によることができないと認めるとき。

(助成の申請)

第14条 助成対象者は、こども医療費の助成を受けようとするときは、森町こども医療費助成申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 保険医療機関等の領収証又はこれに代わるべき証明書
- (2) 健康保険証の写し

2 前項の申請は、当該こどもが保険給付を受けた日（徴収額等にあつては、当該徴収額等の決定があつた日）から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の支給)

第15条 町長は、前条の申請があつたときには、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定の上、当該申請者に支給するものとする。

(助成金の返還)

第16条 町長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(損害賠償との調整)

第17条 町長は、助成対象者が、そのこどもの当該療養に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、平成22年10月診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

(森町乳幼児医療費補助要綱の廃止)

- 3 森町乳幼児医療費補助要綱（昭和59年森町告示第59号）は、廃止する。

附 則（平成23年告示第3号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、平成23年4月診療分から適用し、施行日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の森町こども医療費助成要綱の規定による森町こども医療費受給者証交付申請に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月29日告示第42号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、施行日以降の診療分から適用し、施行日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日告示第30号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、施行日以降の診療分から適用し、施行日前の医療費にかかる助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日告示第6号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、平成27年1月診療分から適用する。

附 則（平成28年9月27日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、平成28年10月診療分から適用する。

附 則（平成29年 7 月13日告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年 7 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成30年10月23日告示第82号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の森町こども医療費助成要綱の規定は、平成30年10月診療分から適用する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第38号）

この告示は、公示の日から施行し、平成31年 4 月 1 日診療分から適用する。

附 則（令和元年11月 6 日告示第25号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年10月 1 日申請分から適用する。

別表（第4条関係）

助成の対象	助成基準額		助成額
	算定基準額	自己負担金	
小・中学生及び高校生等の入院及び通院に係る医療費並びに徴収額等に要した経費	(1) 医療費から保険給付の額を控除した額 (2) 徴収額等	(1) 入院無料 (2) 通院1回につき500円（医療費から保険給付費の額を控除した額が500円に満たない場合はその額）。ただし、1月につき最初の4回までの通院に係る自己負担金の合計額を限度	算定基準額から自己負担金を控除して得た額（徴収額等にあつては算定基準額）

		とする。	
乳幼児の入院及び通院に係る医療費並びに徴収額等に要した経費	(1) 医療費から保険給付の額を控除した額 (2) 徴収額等	(1) 入院無料 (2) 通院無料	算定基準額

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条、第11条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第14条関係)